

働き方改革通信No. 34 (R3. 5月)

今年度の合い言葉、

「15分早く帰ろう！」



新年度が始まり、1か月が過ぎました。新しい学校、学年や校務分掌でのスタートはいかがでしょうか。今年度から新たに勤務している方は、まだ慣れない環境で戸惑うこともあるのではないのでしょうか。

「あれっ?」、「これは何?」、そんなときには「聞く」ことが一番です。他県の働き方改革事例でも「5分以上悩まず、先輩や同僚に尋ねる」などが挙げられています。遠慮せずに、前任者やベテランの先生方に、進んで声をかけてみましょう。初めてのことは、みんな分からないものです。人間関係作りも兼ねて話しかけることで、お互いもっている仕事も知ることができ、次に困っている人がいたときには助けてあげられます。一石二鳥ですね。

「令和3年度 働き方改革重点取組」を決定しました。

(基本方針)

月あたりの時間外在校等時間を**45時間以内**とすることを旨とし、今年度1年間の取組の成果として、令和4年6月調査で**45時間超の教職員の割合を令和2年6月に比べ、5ポイント減少**させることを目指します。

※R2.6月集計 45時間超の割合(小:約55%、中:約65%、高:約45%、特:約19%)

(重点取組)

○業務の平準化と精選

時間を意識して働きましょう!
特定の人に業務が偏っていませんか?

○事務業務の負担軽減

その資料、ゼロから作りますか?
ICTが使える場面はないですか?

○部活動の負担軽減

部活動休養日は適切に設けられていますか?
顧問一人で抱えていませんか?



(経緯)

県教委では、平成29年度作成の「働き方改革プラン」に基づき、「学校の働き方改革」を進めてきました。昨年度は、新型コロナウイルスの影響により、学校での教育活動を縮小する一方で、新たにオンライン授業への対応や感染症対策など、これまでにない業務が増えた年度でした。

令和3年度の働き方改革を進めるに当たり、昨年度の働き方改革推進委員会等での意見を踏まえて検討を重ね、重点取組を決定しました。

「15分早く帰ろう！」

平日1日当たり15分の時間外在校等時間を減らすと、 $15分 \times 20日 = 5時間$ 、1か月当たりおよそ5時間の削減効果があります。

全員が1か月で5時間減らせると、目指す**5ポイント減**が実現できます。

※昨年度の調査から、全体の平均を5時間減らすと、45時間超の割合が約5ポイント減少すると試算しています。昨年度の時間外在校等時間も見直して、去年よりも15分早く帰ってみましょう。



時間外在校等時間は減少傾向

～目指すは月45時間以内～ (R3勤務実態調査より)

猛暑や豪雨など、天候が落ち着かない夏休みとなりましたが、早くも9月を迎えました。今回は、6月に実施した勤務実態調査の結果をお知らせします。今年度は、「**15分早く帰ろう!**」を合い言葉に、時間外在校等時間の縮減につながる働き方改革の取組をお願いしているところです。新型コロナウイルスの感染拡大状況は、先を見通すことが難しいですが、先生方の“健康”のためにも、また、教職がより魅力的な職となるためにも、一人一人の取組を進めていきましょう。

コロナ前 (R元年度) と比べると、全校種で減少

少しずつ学校行事等が戻ってきている今年度と、コロナ前の令和元年度と比較してみると、全校種で月当たりの時間外在校等時間が減少しています。

(R2年度の勤務実態調査は、新たに新型コロナに関係する業務が増えたり、中学校や高等学校では、休校明けで部活動などを控えている時期であったりしたことから、比較するのは難しい結果でした。)

月当たりの時間外在校等時間

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
H28	63.6時間	86.6時間	72.8時間	39.7時間
R1	-1.6時間 52.3時間	-2.9時間 70.3時間	-11.5時間 61.3時間	-5.0時間 35.2時間
R2	53.8時間	59.3時間	48.4時間	31.9時間
R3	50.7時間	67.4時間	49.8時間	30.2時間

全体としては、時間外在校等時間が減少しているところですが、個別の状況を見ると、月45時間超、80時間超といった教職員が依然として多いのも事実です。働き方改革は、まだまだ十分ではなく、**危機意識を持って取り組む必要があります。**

「手引」や「事例集」を活用しましょう!

県教委では、令和2年3月に「**学校が担う業務や行事の精選に向けた手引**」を作成し、各学校に配付していますが、今年3月には文部科学省が「**全国の学校における働き方改革事例集**」を作成しています。文部科学省のHPに掲載されており、全国の学校から集めた事例が紹介されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/mext_01423.html

具体の削減効果がイメージしやすいものとなっています。ICTを効果的に使用した事例も紹介されています。

例えば...

校内会議 ペーパーレス化

【取組内容】

- ・会議資料は原則印刷せずにファイルを共有し、各自が手元のPCなどから閲覧
- ・オンライン共同編集機能で意見の書き込み

【削減時間 (目安)】

- ・担当一人当たり、月20分×年10.8ヶ月=3.6時間/年
- その他、導入効果や課題への対応なども紹介されています。

教職員間のやりとり・会議
校内の会議

ペーパーレス化

取組内容

- ・会議資料は原則印刷せずにファイル共有し、各自が手元のPCなどから閲覧するようにした。
- ・印刷したい人は各自で行った。
- ・さらに、グループウェアのオンライン共同編集機能を使用し、意見の書き込みなどを行った。

削減時間
※担当1人あたりの目安

・月20分×年10.8ヶ月=3.6時間/年

事例提供校からの声

導入効果

- ・PDFなどで資料が入ってくることで、紙ファイルを綴じたりする手間がなくなった。
- ・紙代の節約にも繋がった。
- ・GIGAスクールで導入したタブレットを活用していく上での備忘にもなった。

課題・対応

- ・これまで閲覧後に回収・処分していた機密文書をどのように扱うか。
- ・ダウンロード保存しないように設定する。可能であれば、グループウェアなどでダウンロード禁止設定をする。

>>グループウェア活用マニュアル「教職員全体・学年・学年別のグループを作る」にて、具体的な設定方法を記載していますのであわせてご覧ください。



6時間超は45分、8時間超は1時間

～休憩時間、「少なくとも」です～

今年度もすでに後半に入り、朝晩が冷え込む日も増えてきましたが、健康状態はいかがでしょう。今回は、勤務時間中の「休憩時間」について取り上げます。今年度は、「**15分早く帰ろう!**」を合い言葉に、時間外在校等時間の縮減につながる働き方改革の取組をお願いしているところですが、15分早く帰るために休憩時間を削って仕事をするのは本末転倒です。先生方の“健康”のためにも、一人一人が自身の働き方を意識しながら、取組を進めていきましょう。

○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (昭和26年10月26日岡山県条例第58号)

(休憩時間)

第三条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

2 休憩時間は、人事委員会規則の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

「休憩時間」は、6時間を超えて勤務する場合には、途中に必ず置かなければならないこととなっています。平日の勤務であれば、7時間45分の勤務時間の間に45分の休憩時間を置くとすると、始業から終業までが8時間30分となります。

注意したいのは、これは**平日に限ったことではない**ということです。土日に出勤して業務を行う際にも、6時間を超えると休憩時間が必要となります。

各学校の週休日における活動は、部活動も含めて計画的に実施されていますが、勤務する際には休憩時間をとる（ミライムにも入力する）ようにしましょう。合わせて、月45時間や年360時間を意識をした計画となるよう、管理職の先生方と確認しながら計画しましょう。

改めて

「あ・す・か・ぶ・た」で業務を見直しましょう！

「年度後半に向けて、忙しくなるなあ」と考えている方はいませんか？これは、固定化された業務があるからと考える人もいるでしょう。必須のものもあるでしょうが、「毎年やっているから」といって、見直すことの検討すら行われていないものはありませんか？改めて「あすかぶた」の視点で見直してみませんか。

あわせる・・・統合 **す**てる・・・廃止 **か**んたんにする・・・簡略化
いんたんする・・・分担・共有 **た**よる・たのむ・・・連携・外部委託

例： **か**【水曜日の清掃活動の簡略化（八浜中）】

■取組

- ・毎週水曜日の清掃を簡易清掃（自教室のゴミ拾い）に変更（通常時より15分の時間短縮）
- ・当日を部活動休業日に設定し、教材研究や分掌業務等の時間を確保

■効果

- ・取組開始前と比べ、水曜日の月当たり時間外業務時間が減少（一人最大約1時間）

Point!!

- ・時間を意識した働き方の定着（退校時刻の自己申告ボード設置等）
- ・定時に帰るための環境整備（簡易清掃、部活動休業日）

県教委では、働き方改革モデル校実践アイデア事例集を作成し、HPで公開しています。参考にご覧ください。 <https://www.pref.okayama.jp/site/16/519079.html>



校務のICT化を進めましょう！

～ 先行事例の活用 ～

年度末に向けて慌ただしくなってくる1月ですが、引き続き、今年度の合い言葉「**15分早く帰ろう！**」を心掛け、心身ともに健康に過ごせるよう努めましょう。

さて、今年度は、GIGAスクール構想が本格的に動き始め、各校で取組が進んでいることと思います。一方で、基本的な場面ではある程度活用できているものの、次のステップにどう進めていくか、二の足を踏んでいる学校もあるのではないのでしょうか。

働き方改革の基本は、「まずやってみる！上手いかなければ戻せばいい！」。さらに、上手いといった事例を県内で共有していくことが効果的です。ただし、学校の状況はそれぞれ異なっていますので、他校で上手いといったことがそのまま自校で上手いくとは限りません。他校の事例をヒントにして、自校なりのアレンジを加えながら、岡山県の学校の働き方改革を加速させましょう。

StuDX Style (スタディーエックス スタイル)



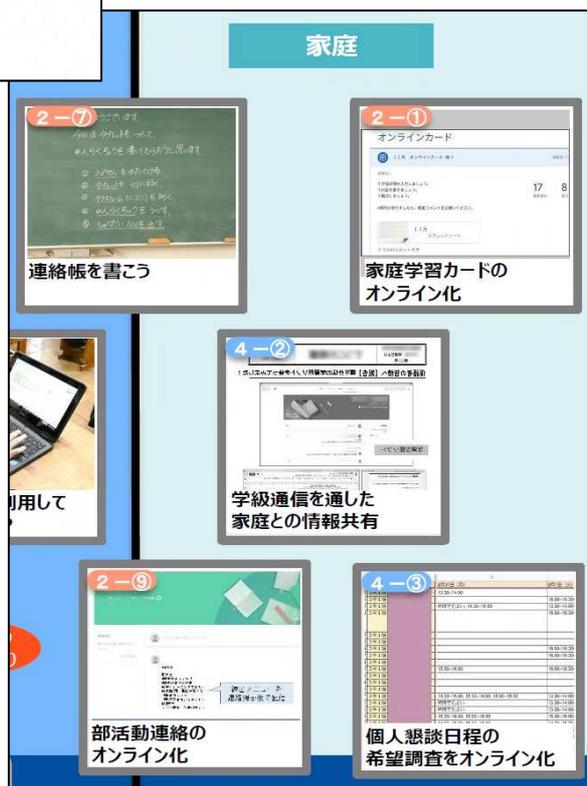
文部科学省では、GIGAスクール構想により整備された新たな機器等を、文房具や教具と同様、日常的に活用していくイメージを学校現場の先生方にもっていただけるよう、先進的に実践を進めてきた自治体・学校の実践事例等について情報発信していくサイト「StuDX Style (スタディーエックス スタイル)」を開設しています。

例えば右のような、事例紹介では、活用例が場面ごとに整理されており、各パネルをクリックすると、その内容についてのページが開きます。活用の概要や、準備するものなどが示されており、実践に結びつけやすい構成となっています。さらに、専門のアドバイザーからのコメント（取組により見込まれる効果など）も紹介されており、校内で検討する際の参考になりそうです。

また、教科指導のページにリンクしていたり、様々な特集記事が随時更新されていたり、働き方改革以外の視点からも活用できます。

☆「文部科学省 StuDX Style」で検索☆
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/index2.html>

近年、たくさんの事例集などがWeb上に公開されています。参考となるものは積極的に活用して、学校の働き方改革を推進しましょう。





岡山県マスコット「ももっち」

【改訂版】 全国の学校における働き方改革事例集 公開！

文部科学省が令和4年2月25日に公開した「改訂版 全国の学校における働き方改革事例集」を紹介します。

今回の改訂では、トピック的に重要性が増している事例の追加や全体的なデザイン・レイアウト変更も行われています。是非関心の高い部分からご覧いただき、学校の働き方改革の推進にご活用ください。

改訂版 全国の学校における働き方改革事例集 (令和4年2月)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/mext_00001.html

巻頭は「ICTを活用した校務効率化」や、「教員業務支援員の有効活用」の特集です。



全国の学校における働き方改革事例集 取組リンクリスト③

取組内容をクリックして、各詳細ページに移動することができます。黄色の枠は令和3年度の取組として追加した内容です。

出欠・保健情報管理	
欠席連絡・検温報告のWebアンケート(p.75)	33.3時間
身体測定回数見直し(p.75)	2.0時間
保護者対応	
1. 連絡種での保護者とのやりとり	2. 保護者向けの掲載
思い出をメール・Webアンケートで受け付(p.76)	43.0時間
難形の簡素化(p.77)	21.5時間
学級通信などのオンライン配布(p.77)	21.5時間
メール連絡へ統一(p.78)	43.0時間
重複していた記載事項の一本化・通信の統合(p.78)	43.0時間
発行回数を見直し(p.78)	21.5時間
保護者向け集會・PTAの活動	
家庭訪問を個人画像へ転換(p.79)	25.0時間
家庭訪問のオンライン化(p.80)	7.5時間
PTA活動の見直し(p.82)	53.8時間
オンライン会議・動画配信での実施(p.82)	3.0時間
家庭訪問の下の取りかめ(p.80)	2.0時間
面談調整のオンライン化(p.81)	1.0時間
委任状・承認のWebアンケート・重複化(p.83)	3.0時間
学校行事等の保護者への公開(p.83)	0.5時間

デジタルファイルで閲覧すると、**リンクリスト**から選択してクリックすることで、目的の内容に**素早くアクセス**できます。

オススメです!!

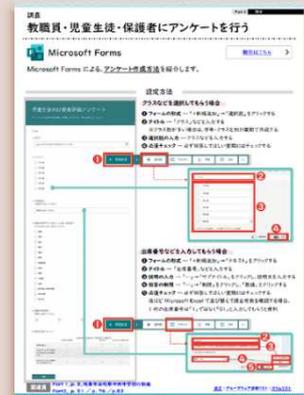
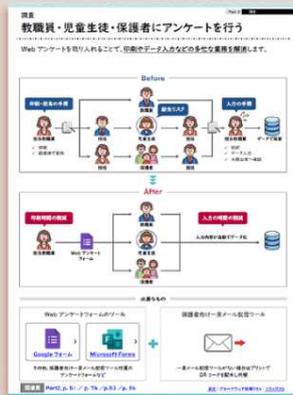
- グループウェア活用の手順を詳しく説明
- クラウド上からひな形をダウンロード可能

学校の実態に合わせて加工するだけで、経験のない方でも、すぐに実践に移せそうでした。

明日からできるグループウェア活用法

グループウェアは情報共有に最適で、業務効率化に大きく貢献します。本資料では、グループウェアの活用方法や、活用による効果について詳しく説明しています。

3



登下校の指導を外部に依頼！

～新年度に向けて「手引」を活用しましょう～



岡山県マスコット「ももっち」

今年度も残り少なくなってきましたが、引き続き、今年度の合い言葉「**15分早く帰ろう！**」を心掛け、心身ともに健康に過ごせるよう努めましょう。

さて、今回は、新年度に向けて取り組みたいこととして、令和2年3月に発行した「『学校が担う業務や行事の精選』に向けた手引」から【登下校の指導】について紹介します。手引きは、県内の各学校に配付されていますし、eラーニングからもダウンロードできます。積極的に活用していきましょう。

【登下校の指導】A た

登下校の指導は大事ですが、学校にいる児童生徒への対応や授業準備も大切にしたいと思っています。



国は、登下校に関する対応は、「基本的には学校以外が担うべき業務」としています。

○地域や保護者に、見守りボランティアを依頼してはどうでしょうか。

P T A や地域の防犯パトロールに、学校の意図を説明し、成果を上げている学校もあります。警察による見回りも効果的です。



始業前や放課後の時間を確保することで、登校した児童生徒に関わったり、授業の準備や教材研究に充てたりすることができます。



保護者への依頼（例）

防犯パトロールへの依頼（例）

<保護者宛文書>

令和元年 4 月 日

保護者の皆様

○○小学校
P T A 会長 ○○ ○○
校 長 ○○ ○○

朝の登校見守りについて（お願い）

春暖の候、保護者の皆様には益々清祥のことと拝察申し上げます。また、平素より本校の教育活動及びP T A活動に多大なるご理解とご支援をくださりありがとうございます。4月11日には、かわいい1年生、○○名が入学してきました。毎朝、大きなランドセルを背負い、元気に登校しています。

さて、本校では、班長、副班長を中心に、地区ごとに、通学班での登校をしています。学区も広く、バス通学や長い距離を朝早くから登校している班もあります。

学期の区切りには、地区児童会を開催し、登校についての指導、バス通学以外の地区では、教職員と一緒に下校して通学路の点検をおこなっています。また、学期初めには、登校指導もおこなっています。さらに、登校中に何かあった場合、班長や副班長から報告があれば、必ず実態を把握し対応するようにしています。このように、班長、副班長も責任をもって下級生の世話をしてくれていますが限界もあります。

こうした状況の中で、見守り隊の方にもお世話になっています。さらに、今年度から、P T A補導部では各地区の登校指導を行いますが、補導部だけでは、限界があります。お子様の登校班でかまいません。朝の貴重なお時間ではありますが、余裕がありましたら、是非、子どもたちの登校の様子を見守っていただけると幸いです。ご協力よろしくお願いたします。

- ・以前は、学年団に分かれて下校指導を行っていた。
 - ・年3回、**防犯パトロール意見交換会を実施し**、そこで、下校時の見守りをお願いしたいということを伝え、徐々に話を進めていった。
 - ・**警察にも出席**してもらい、下校時刻に合わせてパトロールを依頼した。
- 学校の工夫**
- ・陸上の放課後練習等で、学年団ごとに下校時間がバラバラだったが、防犯パトロールの負担を考慮し、下校時刻を15時と16時に統一した。
 - ・意見交換会に警察にも出席してもらうことで、危険な箇所の情報等を共有することができたとともに、地域や警察が一体となって見守ろうという意識づけになった。

県内**53.6%**の自治体で
実施されています。
(全国平均**60.3%**)

実施に向けて

保護者の方に協力をお願いする場合は、まずP T A役員の方に、防犯パトロール等をお願いする場合は、市町村の教育委員会等に相談することから始めましょう。



岡山県マスコット「ももっち」

令和4～6年度 学校における働き方改革 「重点取組」を策定しました！

今年度、最後の働き方改革通信では、来年度以降の働き方改革の取組を紹介します。

令和4年3月22日に、県教育委員会が策定した「令和4～6年度 学校における働き方改革 重点取組」を公表しました。

平成29年度から「働き方改革プラン(H29～R1)」に基づき、各学校で様々な取組や業務の精選を進めていただいた結果、3年間で20%を超える時間外在校等時間の削減につながったところですが、現在は、令和2年3月に規則で定められた時間外在校等時間の上限（1か月45時間、年間360時間）が適用されますので、一人ひとりが業務量を意識していくことが必要です。

今回策定した「重点取組」は、学校における働き方改革について、令和4年度から3年間の中期的な目標を示すとともに、教育委員会、学校、教職員それぞれの立場で重点的に取り組む内容を示したものです。内容を確認いただき、しっかりと取組を進めていきましょう。

目的

- 心身の健康の維持
- 日々の生活の質の向上と教職人生の充実



教育の質の維持・向上による
児童生徒の豊かな成長

まずは、教職員が健康で、教職人生を充実させることが一番です。「児童生徒のために」といっても、体調を崩すまで働くことがあってはいけません。教職員が生き活きと働くことが「児童生徒の豊かな成長」につながります。



目標 月45時間超の教職員ゼロを目指して
月当たりの時間外在校等時間を3年間で15%以上削減する。

※小▲8時間以上、高▲8時間以上、特▲5時間以上。ただし、中は33%（22時間）以上の削減により、全校種で月平均45時間以内とする。 (R7.6勤務実態調査で達成)

目標設定の前提として、「規則」により時間外在校等時間の上限は決められています。すでに時間外在校等時間が月45時間を下回っている方もいますが、そういった方も含めて全員で働き方改革に取り組んでもらえるよう、平均の時間外在校等時間を3年間で15%以上削減することを目標としました。なお、時間外在校等時間が特に多い中学校については、33%以上の削減としました。



《規則》「岡山県立学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育委員会及び校長は、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

1 1箇月につき45時間 2 1年につき360時間

(岡山県教育委員会規則第七号「岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」抜粋)

《重点取組》

[全校種] 業務の平準化と精選……業務量に関する取組

[全校種] 業務の効率化と環境整備……ひと・もの・制度等に関する取組

[中・高] 部活動の計画的な実施……「方針」に基づいた取組など

教育委員会、学校、教職員が一体となって、働き方改革を推進しましょう。